⑼　情報公表の拡大　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先

・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

・当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

・当機構との間の取引高

・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

・１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

・契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design work for Office building in Otemachi 2-choume Urdan Renewal Project

⑶　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 19 January 2012

⑷　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 28 March 2012

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Planning Team, Design Department, East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency, Shinjuku Island Tower 15F 6―5―1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1313 TEL : 03―5323―0826

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり業務提案書の提出を招請します。

平成 23 年 12 月 21 日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　76

⑵　業務名　平成24・25年度広報ツール制作業務

⑶　業務内容　東日本高速道路株式会社（以下「ＮＥＸＣＯ東日本」という。）及びＮＥＸＣＯ東日本グループ会社に関する各種情報の発信・共有を行い、ＮＥＸＣＯ東日本グループ社員の一体感の形成を図るためのグループ全社員を対象とした社内報「e-nexco」（以下「社内報」という。）の制作及びＮＥＸＣＯ東日本グループのグループ経営の内容やグループ会社の業務内容について把握できるグループ会社案内の制作を行うものである。

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から平成26年４月16日まで

2　競争参加資格　参加表明に必要な書類の受領期限を審査基準日とし、審査基準日において以下に該当する者であること。なお、審査基準日以降、契約者決定までの間において以下に該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

⑴　東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　企業の業務実績　本業務に参加を希望する企業は、以下の業務実績を有さなければならない。

平成19年度以降に従業員5,000人以上（※１）の企業の冊子による社内報（社内誌）、もしくは官公庁などの行政機関、独立行政法人、学校法人の職員等5,000人以上を対象とした冊子による機関誌を通年で毎月（12ヶ月継続して）、企画から制作までを実施した実績。（※２）

※１　グループ会社を有する企業において、本体のみでなく、グループ会社も対象範囲とした社内報を制作した場合においては、グループ会社の社員も従業員数に含めることができるものとする。

※２　平成23年度の企画から制作までを実施した実績を提出する場合は、年12回の発行計画に基づき、９回以上の発行実績をもって可とする。

⑶　配置予定責任者の業務実績

①　配置予定統括責任者の業務実績　配置予定統括責任者は、平成19年度以降に上記⑵に示される業務を統括した実績を有さなければならない。

②　配置予定作業責任者の業務実績　配置予定作業責任者は、平成19年度以降に上記⑵に示される業務を主体的に直接担当した実績を有さなければならない。また、配置予定作業責任者と配置予定統括責任者は兼務することはできない。

3　業務提案書の提出者を選定するための評価基準

⑴　企業の業務実績

⑵　配置予定統括責任者の業務実績

⑶　配置予定作業責任者の業務実績

⑷　企業の社内報（社内誌）もしくは職員等を対象とした機関紙の企画について、第三者機関より表彰された実績

⑸　企業の社内報（社内誌）もしくは職員等を対象とした機関紙のセミナーを開催した実績

4　業務提案書を特定するための評価基準

⑴　業務の実施方針・取り組み姿勢

⑵　業務の実施体制及び工程計画

⑶　社内報制作に関する提案

⑷　特定テーマに関する原稿

⑸　参考見積

⑹　提示した業務内容以外の提案

5　競争参加手続等

⑴　担当部署　〒100―8979 東京都千代田区霞が関３丁目３番２号　東日本高速道路株式会社　技術本部　技術部　調達企画課　三塚　守幸　電話：03―3506―0212

⑵　交付図書の交付期間及び方法

①　交付期間　平成23年12月21日から平成24年１月26日まで

②　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページからダウンロードするものとする。

（http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/）

⑶　参加表明に必要な書類の提出方法、提出先及び受領期限

①　提出方法　正１部、副１部を持参若しくは書留郵便（親展）により提出するものとする。

②　提出先　担当部署（東日本高速道路株式会社　技術本部　技術部　調達企画課）

③　受領期限　平成24年１月26日16時まで

⑷　業務提案に必要な書類の提出方法、提出先及び受領期限

①　提出方法　正１部、副４部を持参若しくは書留郵便（親展）により提出するものとする。

②　提出先担当部署（東日本高速道路株式会社　技術本部　技術部　調達企画課）

③　受領期限　平成24年３月19日16時まで